

法人だより

No.193



令和6年度
木山裕策氏 公開講演会

表紙説明はP.22



迎春

本年も
よろしく願いたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

1月

●本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

●1月10日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

●1月31日

- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 12 給与支払報告書の提出
(1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
(2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

●1月中において市町村の条例で定める日

- 13 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

2月

●2月3日から3月17日まで

- 1 前年分贈与税の申告

●2月10日

- 2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●2月17日から3月17日まで

- 3 前年分所得税の確定申告

●2月28日

- 4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●2月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

※税理士記念日…2月23日

3月

●3月10日

- 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●3月17日

- 2 前年分贈与税の申告
申告期間…2月3日から3月17日まで
- 3 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月17日から3月17日まで
- 4 所得税確定損失申告書の提出
- 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 6 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限…6月2日
- 7 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

●3月31日

- 9 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 10 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 11 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 12 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 13 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 14 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 15 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
表彰等受賞者紹介	3
「税を考える週間」関連事業	4
税制改正に関する提言活動	5
令和7年度税制改正に関する提言（全国法人会）	6
最近の話題から	
スーパーでは精米して1か月のコメは商品棚から撤去される!?	13
部会だより	14
地区会だより	15

地区会だより・会員企業紹介	16
税理士会コーナー	
「税を考える週間」における広報活動【税理士 新井渉多】	17
群馬県からのお知らせ	18
税務署コーナー	
書かない確定申告・マイナンバーカードでe-Tax	19
確定申告はマイナポータル連携で自動入力	20
新会員・部会員紹介	21
お知らせ・表紙説明	22

新年のごあいさつ

一般社団法人
高崎法人会 会長 川崎 信行



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、定額減税が実施され、皆様におかれましては準備と対応にご苦労されたことと思います。

高崎法人会におきましても、高崎税務署・税理士会の皆様のご協力のもと、定額減税制度の研修会を開催するなど制度の周知徹底に努めてまいりました。今後も研修会等を通して会員の皆様に必要な情報を提供し

てまいります。

今年のトランプ政権の再来による日本経済への影響は、企業活動から個人の生活まで広範に及び、特に保護貿易政策を先鋭化させた場合、自動車産業を中心に日本の輸出産業への影響等が懸念されます。現時点においては流動的な要素が多く、日本経済への影響に対しても不確実性が非常に高いと言えるでしょう。

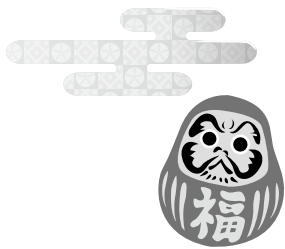
また、「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定が急務であり、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地方創生を支える観点からも事業継承を含め、中小企業に対するきめ細かな

税財政上の支援が欠かせないものと考えております。

高崎法人会としては、『税制改正提言』活動で域内の会員皆様のご意見を反映させた提言の取り纏めを行い、地元選出の国会議員、市長及び市議会議員への税制改正提言を行ってまいります。

また、青年部会による租税教育事業、女性部会による税に関する絵はがきコンクール等の部会活動につきましてもますますの充実を図ってまいります。

結びに、新しい年が皆様にとりまして輝かしい一年となりますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶いたします。



謹んで新年のご挨拶を申し上げます

一般社団法人 高崎法人会



会長・高崎地区会長	川崎 信行
副会長	清水 正郎
副会長	関口 朋克
副会長	高橋 永一
副会長	廣瀬 雅美
副会長・渋川地区会長	町田 久
副会長・安中地区会長	萩原 永史
副会長・榛名地区会長	清水 威
副会長・伊香保地区会長	森田 繁
副会長・箕郷地区会長	柳澤 佳雄
副会長・吉岡地区会長	原澤 一仁
副会長・吉井地区会長	高柳 正行
副会長・女性部会長	岡田 美智子
群馬地区会長	真塩 博人
松井田地区会長	畑 行至
榛東地区会長	一倉 史人
子持地区会長	埴田 紀房
倉渕地区会長	牧野 茂実
新町地区会長	針谷 一
北橘地区会長	粕川 良行
赤城地区会長	木暮 唱
優良法人特別部会世話人代表	富沢 好隆
青年部会長	遠藤 直行
他役職員一同	他役職員一同



新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 有田 大輔

新年明けましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様には長きに亘り友好関係を継続していただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

昨年も「三者協議会」、「親善ゴルフ大会」、「税を考える週間」の高崎駅街頭広報など多くの活動を一緒にさせていただき、感謝申し上げます。また、お互いのホームページに「酒蔵マップ」のバナーを貼りました。高崎税務署の田中署長は群馬の地酒振興大使をされており、税務協力団体の一員である群馬県酒造組合の発展



新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 田中 聖一

新年あけましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

川崎会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、法人会活動を通じて、税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般社団法人高崎法人会におかれましては、高崎駅での街頭広報や「税に関する絵はがき」の募集、租税教室への講師派遣など、正しい税知識の普及に向け、積極的に事業活動へ取り組んでおられますことに、深く感謝申し上げます。

さて、間もなく所得税等の確定申告を迎えますが、税務署においては、令和8年度の

内部事務のセンター化の実施に向けて、本年から確定申告のコンパクト化に取り組んでまいります。

申告会場の縮小や期間前における事前予約制の定着など、皆様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、マイナンバーカードを利用したご自宅からのe-Tax申告、キャッシュレス納付を是非ご利用いただき、確定申告のコンパクト化にご理解くださいますようお願い申し上げます。

結びにあたり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、更には会員各企業のご繁栄をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

に活かせればと思います。今後もお互いに税務協力団体の一員としてそれぞれの立場から税務行政に協調協力し、地域社会発展に貢献していきたいと思っております。

税理士会は4月から新体制になりますが、変わらぬご支援を戴ければ幸いです。

結びに、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和6年度

表彰等受賞者紹介

表彰等の栄誉に浴された役員の皆様をご紹介します。

(敬称略・順不同)

関東信越国税局長表彰



高柳 正行

本会副会長
㈱メンスショップ三峰

群馬県税務功労者表彰



柳澤 佳雄

本会副会長
エスビック㈱



小林 均

本会理事
㈱小金

高崎税務署長表彰



岡田美智子

本会副会長・女性部会長
㈱山岸製作所

高崎行政県税事務所長表彰



廣瀬 雅美

本会副会長
㈱ヒロセプランニング



牧野 茂実

本会理事
牧野酒造㈱

その他、租税教育推進高等国税庁長官感謝状を高崎法人会としていただきました。

11/11
11/17

「税を考える週間」関連事業

令和6年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、公開講演会を実施しました。

税を考える週間PR運動 ポケットティッシュ配布

11月11日（月）高崎駅にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、高崎行政県税事務所の4者合同で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

新型コロナウイルス感染症が5類となったことを受け、コロナ禍前ほどではありませんが、昨年度よりは間近でティッシュを配布することができました。



高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役員が午後5時より高崎駅コンコース内で配布を開始し、通勤・通学・買い物途中の方々に挨拶とPRの声掛けをしました。

また、税理士会から「にちげいくん」、総務省から「マイナちゃん」も参加していたいただきました。

木山裕策氏

公開講演会開催

11月6日（水）高崎市総合福祉センターにて、歌手でがんサバイバーの木山裕策氏をお招きし、「がんが教えてくれたこと～自分に向き合って見つけた夢～」と題した公開講演会を開催しました。

当日は、会員のほか、一般の方も含め135名の方が聴講に訪れました。木山氏は一般企業に勤めていた36歳の時にがんが発覚。闘病中の家族の支えや医師の言葉がきっかけで歌



手を目指し、2008年に「home」でメジャーデビューを果たしました。

デビューを果たすまでのオーディション番組への出演や高崎市出身の音楽プロデューサーとの出会い、苦しんだ数々の失敗や挫折を経て、「失敗しても人生は終わらない。失敗も糧になると学んだ」と、諦めないこと、挑戦することの大切さを訴えました。

後半はミニコンサートとして、自身の代表曲「home」や、「翼をください」「世界にひとつだけの花」「涙そうそう」等のカバー曲を熱唱し、大きな拍手に包まれ幕を閉じました。

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



16 パーサー 2004年設立

税制改正に関する提言活動

※全国各地域の法人会で、
税制改正に関する提言
活動を行いました。



令和7年度 税制改正に関する提言



左から川鍋税制委員長、富岡高崎市長、川崎会長、高橋副会長



左から川鍋税制委員長、後閑高崎市議会議長、川崎会長、高橋副会長



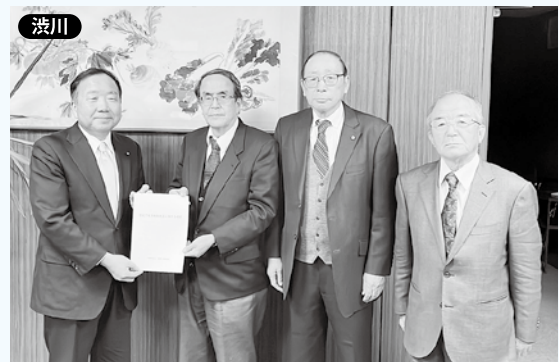
左から畑松井田地区会長、岩井安中市長、萩原副会長



左から畑松井田地区会長、壘安中市議会議長、萩原副会長



左から、秋元渋川副地区会長、町田副会長、高木渋川市長、登坂渋川副地区会長



左から安力川渋川市議会議長、町田副会長、秋元渋川副地区会長、登坂渋川副地区会長

要望先一覧(高崎税務署管内)

衆議院議員	福田達夫 氏	衆議院議員	小渕優子 氏	衆議院議員	福重隆浩 氏
高崎市長	富岡賢治 氏	安中市長	岩井 均 氏	渋川市長	高木 勉 氏
高崎市議会議長	後閑賢二 氏	安中市議会議長	壘 次雄 氏	渋川市議会議長	安力川信之 氏

「令和7年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。

※詳しい令和7年度の提言につきましては、今号または、高崎法人会ホームページに掲載しております。

会員一社一社の力が集まり、このような活動が行えます。今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。

令和7年度税制改正に関する提言《抜粋》

※令和6年9月19日開催の全法連理事会において決議された「令和7年度税制改正に関する提言」より抜粋。
全文については高崎法人会HPをご覧ください。
URL: <http://www.takasaki-hojinkai.com>

令和7年度

税制改正に関するスローガン

○「金利のある世界」が到来。

新たな財政再建目標の策定を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

はじめに

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさらなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめづつても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒も要する段階に入ったと考えるべきである。そうした中では日本経済の構造的な問題にも目を向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の危機を乗り越えるために大規模な財政支出が講じられた後、政府・与党の経済・財政運営が平時に向けて転換したとは言えない。コロナ危機対応が終了しても、今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、どの段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば、国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

基本的な課題

第一

税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1285兆円を突破した。こうした債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍にも達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高め

るためにも本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。岸田文雄政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス）を2025

年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見通しは決して楽観できる情勢にはない。歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では

税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実に来る中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。そ

うした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に

見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大（従業員数51人以上）される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あ

くまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

一般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐっては、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがな

い5400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。

さらに財政投融资(財投)を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的な受け、組織や運営体制などに對する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目

標を定めて改革を断行するよう強く求める。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%(令和6年8月現在)に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難い。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証(新規交付・再交付)は令和6年12月2日に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9・9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を

促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。e-TaxやeLTAxを利用した場合

の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながる。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によつて一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

第二

経済活性化と

中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐるとの先行き不透明感は強まっている。とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしていないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするため税制優遇や補助金で加算措置の恩恵を受けられる仕組みである。すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。価格転嫁をめぐっては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向

け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン(部品の供給網)を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占め

る中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持す

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

る等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

第三

地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20%に達するといふ。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であることを指摘している。

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行

政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

第四

震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組みなければならない。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに

温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。政府はカーボンプライシング導入の政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の
具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱い

が限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できない見直すべきである。

② 同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、中小企業にも対応可能なコーポレートガバナンスを高める措置を講じることが条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 少額減価償却資産の見直し

少額の減価償却資産の損金算入制度について、複数の取得価額基準が混在している。税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から、全ての制度を統合し、全ての法人について取得価額50万円未満は全額損金算入できるように見直すこと。

(3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となつていく適用期限を延長すること。

(4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制については、令和6年度税制改正で「子育て両立支援・女性活躍支援」の上乗せ要件が新たに講じられるとともに、5年間の繰越控除が可能となった。しかし、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、賃上げ率の要件を緩和すること。

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによつて空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

一つであるが、各種控除の拡大などによつて空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。なお、「退職所得控除」の見直しが検討されているが、老後の生活設計を妨げることにつながることもに、企業の人材確保や従業員の労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる 総合会計事務所

税理士法人箱田総合会計

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地

TEL 027-360-5550

URL <https://www.hakoda-group.com/>

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3・40↓令和2年2・73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8・0％から令和4年は9・6％と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和6年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも3年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配

慮する必要がある。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

(2) 配当に対する二重課税の見直し

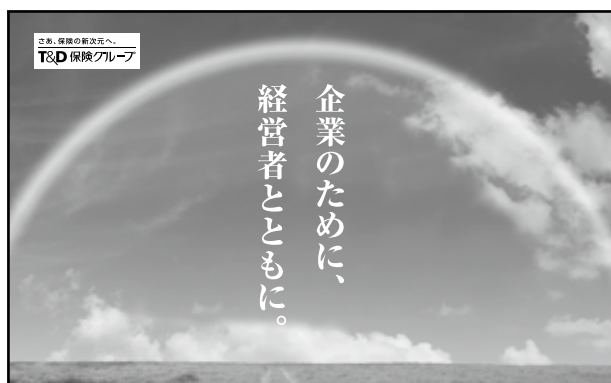
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(3) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（e-LETA）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

(4) 森林環境税の検証

本年度から施行されている森林環境税については、森林譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証する必要がある。



ご来、保険の最新情報へ。
T&D 保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、

今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAITO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

スーパーでは 精米して1か月のコメは 商品棚から撤去される!?

食品ロス問題ジャーナリスト 井出 留美

スーパーでは精米してから1か月を経過したコメは商品棚から撤去されることを取材で知りました。私の義父母は長野県でコメや野菜を作っています。収穫したコメは玄米として長く保管しますので、精米して1か月で処分することに驚きました。

そのスーパーをP社としましょう。P社では、以前は商品棚から撤去したコメは捨てていたようですが、近くにフードバンクができてからは寄付しているそうです。スーパーQ社にも聞いてみました。Q社では、精米後40日で商品棚から撤去しますが、捨てる、従業員に安く売る、フードバンクに寄付すると処分方法は店舗によって異なりしました。スーパーR社では、精

米後50日で商品棚から撤去してコメの納入業者に返品その納入業者は外食産業にまわすとのことでした。スーパーX社では、精米して1か月になる前に割り引きして売っているそうです。このように、多くのスーパーでは精米してから1か月前後で商品棚から撤去してしまいます。近くのスーパーで見えてみてください。精米時期として「○月初旬」「○月下旬」などと書いたコメがあると思いますが、精米時期から2か月以上経ったコメは置いていない店がほとんどだと思います。

なぜでしょうか？ あるコメのパッケージを見ると、夏場においしく食べられる期間は「精米から1か月程度」と書かれています。

です。冬場だともっと長いのですが、一番短い時期に合わせて商品棚から撤去するのでしょうか。不思議なのは、1合や300gなど小サイズのコメには賞味期限が表示されており、精米から6か月〜1年の日付が「賞味期限」として書かれていることです。一方では精米して1か月強で棚から撤去されるのに、もう一方では1年近く置かれるつて、なんだか変ですよね。

とはいえ、食品業界には「3分の1ルール」という商習慣があり、賞味期限の最初の3分の1で「納品期限」が切れ、次の3分の1で「販売期限」が切れるので、1年間の賞味期限ギリギリまでは売らないのです。たとえば12か月の賞味期限であれば、製造から



3分の1（4か月）までの間に、メーカーはコンビニやスーパーに納品しなければなりません。次の3分の1（製造から8か月）までの間に販売しきらないといけません。販売期限が切れたら商品棚から撤去されるのです。2013年には3分の1ルールによって年間1200億円以上の損失が発生していました。2023年では年間400〜500億円程度に減ってきてはいるものの、まだ食品ロスは発生しています。

台湾では、市販されているコメは真空パックで売られているそうです。精米後1年間おいしく食べることが可能です。日本でも真空パックで売ることができないのでしょうか。コスト高であれば、商品棚に置く期間を延ばしてもいいのではと思います。

2023年の酷暑とインバウンド消費でコメの在庫が薄くなっています。コメどころですらコメの在庫がない状況です。貴重なコメが捨てられないようにと心から願っています。

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 群馬支社

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

優良法人特別部会

高崎税務署長講演会

優良法人特別部会では、10月18日（金）、高崎税務署長の田中聖一氏をお招きし、会員等63名が参加した税務署長講演会をマリエール高崎で開催しました。

講演会は「査察調査の現状及び概要」と題して行われ、田中署長が自ら手掛けた事例をもとに、査察を行う事になったきっかけから、どのように段階を踏んで資料を集めたか、どのように査察を行ったかを、時折笑いも含めながら解説しました。

また、実際にあったインサイダー取引の事例も紹介し、判決に至るまでの詳細を語りました。



講演風景

女性部会

金沢へ研修旅行

今年の研修会は、北陸応援の旅という趣旨で、総勢29名で10月23日から1泊で金沢へ行ってきました。

1日目は、金沢市内の尾山神社を参拝。次に金箔の箔一さんにて、金箔作りの職人技を間近で見学し、その後お皿に好みの金箔を貼り付ける金箔体験をして、オリジナル作品をお土産にしました。

宿泊は、石川県内を希望していましたが、未曾有の事態に直面した温泉は、復旧作業中という状況が続いていた為、福井県のあわら温泉に泊まり、宴会では大いに交流を深めました。

次の日は、ひがし茶屋街と近江町市場で買物を満喫し、帰路バスガイドさんの話術とおもてなしで、盛り上がりながら群馬へ帰ってきました。



あわら温泉にて

青年部会

全国青年の集い・福井大会

11月7日・8日と福井県福井市及び鯖江市において行われた全国青年の集い・福井大会に部会長をはじめ7名にて参加しました。

初日の租税教育活動プレゼンテーションでは、全国の単位会の個性あふれる活動の様子が見られ、大変有意義なものとなりました。

2日目の大会式典では、前日の租税教育活動プレゼンテーションの結果発表が行われ、東京都の立川法人会が最優秀賞に選ばれた他、会員増強運動の表彰も行われました。

記念講演会ではアナウンサーの笠井信輔氏が自身のがん闘病の経験を経て前向きに生きる重要性を訴え、盛況のうちに来年度の山梨大会にバトンを渡し終了しました。



大会会場にて

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約75万社の、会員組織です。

会 員
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局

TEL : 027-363-4526

<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

榛名

税金クイズについて

10月の「榛名ふるさと祭り」において、高崎法人会榛名地区会は地域貢献の一環として税金クイズを実施しました。

このイベントは地域住民の皆様に関することの理解を深めていただくことを目的としており、当日は多くの来場者にご参加いただきました。

クイズでは「税金で建てられたものは?」「税金を納める年齢は?」といった、日常生活に密着したテーマを取り上げました。

参加者からは「初めて知った!」「普段考えないテーマなので新鮮だった」といった驚きや感謝の声が寄せられ、特に「とん税」など意外な税金についての問題には、興味を持たれる方が多かったです。

また、小さなお子様から大人まで、幅広い年代の方々が楽しんでいただき、家族連れや若い世代にも大



変好評でした。

今後も地域の皆様と連携し、税の重要性や役割を分かりやすく伝える活動を通じて、税への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

私たち高崎法人会榛名地区会は、地域社会に貢献するために引き続き様々な取り組みを行ってまいります。

倉渚

青年部広場inくらぶち

はたらく車大集合

11月23日に高崎市倉渚支所を会場に『青年部広場inくらぶち』はたらく車大集合を開催しました。

例年、倉渚地域ではこの日に『やまなみ祭』を実施しておりしました。以前は、夏祭りに匹敵するほどのイベントでしたが、コロナ禍や過疎化の影響で年々、参加者が減少し、寂しいものになってしまいました。

そこで、商工会青年部員が奮起し、やまなみ祭との同時開催でイベントを企画しました。



ショベルカークイズ



トラック綱引き体験

当日はトラックやトラクター、パトロールカー、ポンプ車、救急車、パッカー車、バキュームカー等の車両展示を行いました。

その他にも、クレープやピザ、ジビエ料理を取り扱うキッチンカーや、ショベルカーを用いた実演クイズ大会等も実施いたしました。特に総重量15トンのアームロール車との綱引き体験では、多くの子供達が参加し、車両が動くたびに歓声が会場が湧きました。当日は晴天にも恵まれ、多くの来場者で賑わいました。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ

ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

新町

6年ぶりに開催
新町ふるさと祭り



高崎市新町で開催された「しんまち商工祭2024」・しんまち大道芸まつり・新町ふるさと祭り」のメインイベント「神流川合戦」が、約18000人の来場者を集めて6年ぶりに再現されました。

この行事は、江戸時代の戦国絵巻を再現する地域の伝統行事で、晴天の中、武者行列や華麗な演出が見どころでした。

陸上自衛隊の隊員や地元の手作り甲冑愛好会、上武大学の学生が参加し、総勢



二十数名の武者行列が地域の伝統と新世代の協力を象徴しました。

祭りでは、来賓祝辞や地元小学生の巫女舞、武者の出陣式などがステージで行われ、訪れた人々は歴史的な再現や地元グルメ、文化イベントを楽しみました。

主催者は地域の伝統を次世代に継承する意義を強調し、「神流川合戦」は地域の人々を結びつける重要な行事として今後も続いていくと述べました。この祭りは地域の誇りと絆を再確認する機会となりました。

榛 東

株式会社

株式会社 牧口エンジニアリング

会員企業紹介



代表取締役
牧口 規雄

一、所在地

北群馬郡榛東村

新井一〇八一

TEL 〇二七九一五四一五五九二

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和49年に創業し、約50年にわたり、自動車の車検、整備、修理を行っております。

当社では、お客様の大切なお車を安心・安全に、長くご愛用いただけるよう、常に最先端の技術と



工場



社屋外観

三、経営理念

当社では、環境に配慮した整備を行うことを心がけております。

お客様の大切なお車を環境に配慮した技術で整備し、お客様に安心・安全なカーライフを提供してまいります。

今後とも、当社をよろしくお願い申し上げます。

保険のことなら
なんでもご相談ください！

オンライン相談も承っております



公式コンシェルジュ
いだらびっと

Affac
アフラックサービスショップ

安心していただける
保険をご提案いたします。

本店 高崎飯塚店

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店

〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】

あふらつく い〜な

☎ 0120-0269-17

【受付時間】月曜〜土曜 9:00〜17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉

株式会社 井田ライフ保険

<https://idalife.co.jp>



IDA LIFE

税理士会

「税を考える週間」における

広報活動

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 新井 渉 多

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」としてこの期間を中心に様々な広報活動を行って

署、高崎行政県税事務所とともに、総勢30名程でポケットティッシュの配布活動を行いました。

当日は、11月とは思えない暖かい日で日中の最高気温は20℃を超え、夕方になっても駅構内は暖かく、寒さで震えることはありませんでした。デジタル庁の「マイナちゃん」、税理士会の「にちげいくん」といったゆるキャラもそろい、気合も入ったところで記念撮影をし、5時頃からポケットティッシュを配り始めました。

今年度は税理士会より「にちげいくん」の着ぐるみを借りることができ、高崎支部では「にちげいくん」を利用した広報活動を行いました。「にちげいくん」の着ぐるみは一番目立つ場所

これを受け、税理士会高崎支部では「税を考える週間」の広報活動の一環として、11月11日(月)の夕方に、高崎駅中央自由通路の中央改札口前、東西の中央自由通路出入口付近の3か所で、高崎法人会、高崎税務

である、中央改札口前で愛嬌を振りまき、たくさんの方の注目を浴びることとなりました。「にちげいくん」と一緒に写真を撮る方も大勢おり、老若男女問わず大

勢の皆様に「にちげいくん」に負けじと、昨年作成したブラックカラーのスタッフジャケットを羽織り、気合を入れてポケットティッシュ配りに取り組みました。スーツ姿の税理士よりも親しみやすかったのか、笑顔でポケットティッシュを受け取ってくれる方が多かった印象です。



感染対策としては規制が緩くなったことから、マスクと手袋のみ着用し、段ボールの箱や袋から直接取っていただくか、手渡しにより配布しました。夕方であつたことから、通勤客のほかに買い物客、学生等幅広い世代を対象とすることができました。

時間はあつという間にすぎ、30分程度で用意していた3000個のポケットティッシュを全て配り終えました。

ポケットティッシュには税に関する絵はがきコンクールの入賞作品が印刷されていますが、今年度の入賞作品は確定申告期間中に確定申告前ロビー(ビエント高崎)に展示される予定となっております。

最後にお忙しい中、広報活動に参加していただきました皆様方、ありがとうございました。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



地方税共通納税システムについて

オフィスや自宅でラクラク電子納税！

Before

これまでは…



納付書や取扱金融機関が
納付先の自治体ごとに異なり
事務処理がとても煩雑…



金融機関の窓口が
混雑している場合は
長時間待たないといけない…



そもそも金融機関まで
足を運ぶのが面倒…



特に個人住民税の
納付事務は毎月発生し
事務負担が大きい…

After

地方税共通納税システムを
使うと！



金融機関の窓口に出向くことなく、
オフィスや自宅からPCで電子納付できる！



事前に登録した金融機関の口座を指定して
直接納付する「ダイレクト納付」ができる！



電子申告から納税までワンストップで手続きできる！



複数の自治体に一括で納付できる！



納付先の自治体の指定金融機関でない
金融機関からでも納付できる！

よくあるご質問 Q & A

Q

地方税共通納税システムで
納税できる税金の種類は？

A

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税
(地方法人特別税)
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税
(給与特徴)
(退職所得に係る納入申告)
- 個人県民税
(利子割、配当割・株式等
譲渡所得割)
- 地方たばこ税
- 入湯税
- ゴルフ場利用税
- 宿泊税
- 軽油引取税

Q

利用できる時間は？

A

平日および月末最終
土曜日と翌日の日曜日の
8時30分から24時まで
ご利用できます。

※別途、休日に利用
できる日があります。

Q

ダイレクト納付とは？

A

事前に登録した金融機関口座を
指定して、直接税金を納付する方式
です。インターネットバンキングの
契約が不要で、代理人に依頼して
納税することもできます。また、納付
期日を指定する場合にも便利です。

ご利用者の生の声を紹介します！

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事が捗ります！
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です！

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

書かない ✖ 確定申告 マイナンバーカードでe-Tax



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可



※メンテナンス時間を
除きます

申告書が
データで取得可能

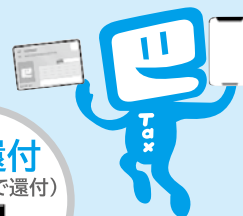


添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



作成は「確定申告書等作成コーナー」から



作成コーナー

作成方法は
動画でチェック!



動画で見る確定申告

検索

チャットボットにご質問を入力
いただければ、AIを活用した
「税務職員ふたば」が回答!



税務職員ふたば

○ 收受日付印の押なつの見直しについて

税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する場合、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただき、必要に応じて、提出年月日の記録・管理をご自身でお願いします。

なお、対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、税務署に提出（送付）される全ての文書です。

詳細はこちら



○ 令和6年分「確定申告会場」のご案内

- ・ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ※ 国税庁LINE公式アカウントから事前に入場整理券(2月上旬申込開始予定)を取得し来場。
- または、当日確定申告会場で入場整理券を取得。
- ※ 入場整理券は、数に限りがあります。

国税庁LINE公式アカウントは
こちらから

LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

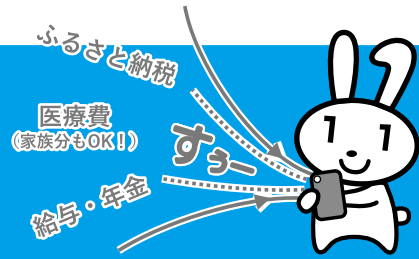


- ・ 確定申告会場 ビエント高崎(高崎市問屋町2丁目7番地)
- ・ 開設期間 令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで
(3月2日(日)以外の土、日及び祝日を除きます。)
※ 確定申告会場開設期間中は、税務署庁舎では申告相談を行っておりません。
- ・ 受付時間 午前8時30分から午後4時まで(入場整理券配付終了まで)

- ※ 確定申告会場では、原則、お持ちのスマートフォンをご自身で操作して申告書の作成を行います。
(申告内容によってパソコンでの作成となりますが、台数に限りがあるため、長時間お待ちいただくことになります。)
- ※ 申告手続きに必要なもの: ①ご自身の申告に必要な書類(前年の申告書控を含む)、②スマートフォンとマイナンバーカード、③マイナンバーカードのパスワード(2つ)をお持ちください。
- ※ 医療費明細書や収支内訳書などは来場前に作成し、お持ちください。

○ 確定申告や会場のお問合せ先 高崎税務署 (個人課税第一部門 電話:027-322-4841)

確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度 ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

＼ 利用した方から驚きの声！ ／

確定申告書の
作成時間が短縮！

医療費やふるさと納税の
データが自動で連携されて楽！
入力の手間も
ミスもなく安心♪



マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



準備手順

マイナポータル



STEP1・2

STEP3

連携

● 民間送達サービス
(e-私書箱、My Post、
民間送達・e-Tax連携サービス)

● ねんきんネット

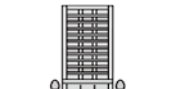
● e-Tax

STEP5

STEP4

連携

証明書等を発行
する企業



保険会社や証券会社、
ふるさと納税ポータル
サイト事業者など

事前準備の
詳細はこちら



新会員・部会員紹介

		①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
青年－渋川	榛名	高崎	高崎		
① (有)勝田塗料店 ② 町田 広 樹 ③ 北群馬郡吉岡町下野田 ④ 小売業	① (株)TOPグループ ② 石川 満 好 ③ 高崎市榛名山町 ④ 観光サービス業、菓子製造販売業	① (有)藤田鯉節商店 ② 藤田 和 己 ③ 高崎市下之城町 ④ 鯉節・乾物類卸売業	① (株)アソート ② 石原 重 喜 ③ 高崎市岩押町 ④ ビル管理業		
青年－渋川		高崎	高崎		
① (株)柄沢石材店 ② 柄澤 純一郎 ③ 渋川市行幸田 ④ 石材業		① (有)丸山金属 ② 丸山 公 一 ③ 高崎市江木町 ④ 金属プレス加工業	① (有)上田研磨工業 ② 上田 早 人 ③ 高崎市上佐野町 ④ パフ研磨業		
青年－渋川	赤城		高崎		
① Xstマネジメントコンサルティング㈱ ② 金井 卓 也 ③ 渋川市白井 ④ 経営コンサルティング業	① (株)望月工務店 ② 望月 誠 ③ 渋川市赤城町見立 ④ 一般土木業		① (株)貝沢設備工業 ② 田中 良 明 ③ 高崎市井野町 ④ 設備業		
青年－渋川		渋川	高崎		
① (有)ほそや ② 細谷 広 平 ③ 渋川市有馬 ④ 養豚業		① (株)貫井商事 ② 貫井 徹 也 ③ 渋川市半田 ④ 建設業	① (株)関東特殊防水 ② 石川 行 人 ③ 高崎市綿貫町 ④ 建設業		
青年－渋川	青年－高崎	渋川	高崎		
① (株)吉田有花園 ② 吉田 雄 希 ③ 渋川市渋川 ④ 生花業	① A I G損害保険㈱ ② 寺澤 隼 也 ③ 前橋市南町 ④ 保険取扱業	① Xstマネジメントコンサルティング㈱ ② 金井 卓 也 ③ 渋川市白井 ④ 経営コンサルティング業	① (株)小板橋興業 ② 小板橋 誠 二 ③ 高崎市中豊岡町 ④ 運送業		
	青年－渋川		高崎		
	① (有)アーク ② 浦野 雅 士 ③ 渋川市金井 ④ 保険業		① 桜塗装 ② 生須 久 雄 ③ 高崎市京目町 ④ 塗装業		
青年－箕郷	青年－渋川	群馬	高崎		
① エスビック(株) ② 柳澤 佳 希 ③ 高崎市綿貫町 ④ 製造業	① (株)エイセイ管理センター ② 田 渕 智 也 ③ 渋川市渋川 ④ サービス業	① 三浦エンジニアリング ② 三浦 文 彰 ③ 高崎市稲荷台町 ④ 建設業	① (株)創新成 ② 伊藤 美 帆 ③ 高崎市昭和町 ④ 介護サービス		
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。					
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576					

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。



法人会

イータックス 検索



表紙説明

令和6年度 木山裕策氏 公開講演会

令和6年11月6日、高崎市総合福祉センターにて、「税を考える週間」協賛事業として、木山裕策氏による公開講演会を開催しました。

135名の来場者を迎え、「がんが教えてくれたこと」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

歌手／がんサバイバー

1992年、大阪外国語大学外国語学部イスパニア語学科卒業（現大阪大学）。1998～2010年、株式会社リクルート勤務（13年間勤務）。2008年、「home」でメジャーデビュー。会社員をしながら4人の男の子を育てていたが、36才の時に甲状腺ガンが発覚。医師から「声が出なくなるかもしれない」と言われたことをきっかけに、歌手を目指す。株式会社リクルートに勤務中の2008年、家族をテーマにした楽曲「home」でメジャーデビュー。その後も12年間、会社員と歌手の「2足のわらじ」の生活を続けるが、2020年から歌と講演を中心とした仕事に切り替え、歌手活動の傍ら、様々な場所にてライブや講演を行っている。



法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第193号

令和7年1月10日発行（年3回4・9・1月10日発行）
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 内藤 賢治
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

e-Tax 利用に関する 法人会 「会員優待サービス」 の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

1. 優待サービスが受けられる金融機関と内容

◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,650円⇒無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス……………5,500円⇒無料

◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,100円⇒無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス……………5,500円⇒無料
※別途、契約時に契約料として2,200円（消費税等込、契約時のみ）

◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,200円⇒無料

◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………1,100円⇒無料

◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,200円⇒無料

◎利根郡信用金庫

インターネットバンキング基本手数料……………1,100円⇒無料

2. 申込み手順

- ①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」※に署名押印する。
※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していただける場合がございます。法人会事務局まで一報いただければ幸いです。

お問い合わせ先 一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL:027-363-4526

企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。



空調

使用していないエリア
(会議室・休憩室・廊下等)は
空調を停止しましょう。

節電効果:約2%

重ね着やひざ掛けなどを活用し、
無理のない範囲で
室内温度を下げましょう。

節電効果:約3%

無理
なく

無駄
なく

快適
に

オフィスで出来る 冬の節電対策

照明

可能な範囲で執務室や
店舗エリアの照明を
間引きしましょう
(節電効果は照明を半分程度
間引きした際の数値)

節電効果:約8%

使用していないエリア
(会議室・廊下等)の
消灯をしましょう。

節電効果:約3%

温水洗浄便座

可能な範囲で
便座・温水の
設定温度を下げ、
使わないときは蓋を
閉めましょう。

給湯器

給湯器の温度を下げて、
洗い物をしましょう。
給湯器を買い換える場合は、
省エネタイプのもも
検討しましょう。

OA機器(PC、コピー機)

長時間使わないときは、
電源を切るか、
スタンバイモードに
しましょう。

節電効果:約4%

電気ポット

設定温度を見直したり、
省エネモードにしましょう。
使わないときには、
電源をオフに
しましょう。

オフィスでも節電にご協力ください。

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約12万世帯が
消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

出典：経済産業省 省エネポータルサイト

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」
に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く
栽培」されます。そのイメージを、毎年法人会の女性部会
が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄
与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組
織され、約70万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」
「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

法人会では冬の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会

検索

<https://www.zenkuhojinkai.or.jp/>